

財務部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和5年4月13日から同年6月29日まで

3 監査の対象及び範囲

財務部の所管に属する令和4年4月1日から令和5年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 予算の執行に関する事務

公文書管理規則によると「行政委員会等の委員及び附属機関の委員の任免に関する決裁文書」の保存期間は「第1種 30年保存」とされているが、

「横須賀市入札監視委員会委員の委嘱について（第11期）」の決裁文書の保存期間が「第2種 10年保存」と設定されていたので、公文書管理規則に基づいた適正な保存期間を設定されたい。

（契約課）

(2) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の月額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、次の報酬の支出について、支給が遅延していたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・ 令和4年度第1回財産評価委員会（令和4年4月22日開催、同年5月18日支給）
- ・ 令和4年度第3回財産評価委員会（令和4年7月22日開催、同年8月29日支給）
- ・ 令和4年度第4回財産評価委員会（令和4年8月26日開催、同年9月20日支給）

（財務管理課）